

| | |
|--------------|---|
| Title | 已心集について |
| Author(s) | 伊藤, 正義 |
| Citation | 語文. 1960, 23, p. 45-52 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/68546 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

己心集について

一

元和七年、金春八左エ門元照、大藏庄左エ門氏紀の連名で、金春七郎(重勝)へ相伝した家伝の秘書の目録「金春家之書物之日記」は、吉田東伍博士が、大正四年禅竹集を翻刻上梓されるにあたって、その全文を解題中に發表され、世に周く知られている。爾來四十余年、同書に記された「次第不同書物以上貳拾貳」のほとんどは、現在——本文が翻刻されているか否かは別として——発見されているといつてよい。即ち、金春家之書物之日記に載せられた伝書は、記載順に、(1)風姿花伝、(2)花鏡、(3)至花道、(4)五音三曲、(5)拾玉得花、(6)歌舞籠腦記、(7)六輪一露之記、(8)五音、(9)人かたの日記(10)至道要抄、(11)己心集、(12)音律箏華集、(13)翁之大事、(14)六輪一露秘注(貳まき)、(15)ほうくのうらに書たる横とち(五くまり)、(16)拍子之事、(17)金春家之ケイツの二十二部であるが、世阿弥関係分として、(1)(2)(3)(5)(9)の五部、禅竹関係分として、(4)(6)(7)(10)(14)の六部、さらに禅風関係分として(15)の五冊を加えた計十七部が、(14)を除いて活字になっている。(ただし、そのすべてがこの時の相伝本であるわけではない。)この外にも宝山寺に所蔵されている諸伝書中から、(12)

伊藤正義

をあげることが出来るし、(8)・(13)・(17)などは、あるいはそれかと推しあてることの出来るものが伝わっている。しかるに、己心集は金春家之書物之日記にその名を明らかにしながら、宝山寺所蔵伝書中にも発見しえなかったものであるが、この度、畏友金春晃夷君の尽力により、(11)己心集を見出し、調査し得たについて、いささか紹介を兼ねつつ述べてみたいと思う。

二

この度発見された己心集は、明暦二年金春安喜が七左エ門に相伝した、例の一連の伝書のうちの一冊であり、既に紹介された拾玉得花などと同じ体裁——青表紙、半紙本、題簽外題等なし——であつて、内題に「己心集」と記された墨付九葉の小編である。金春家之書物之日記には、片仮名でインシと振り仮名が施されており、インシュウと呼ばれていたものであるらしい。もっともこの日記に施された仮名は、たとえば音律箏華集については、作者を「テンシンイン」(遍智院を意味するものと思われる。なお元照自筆の日記は「ヘンシンノインとなつてゐる」と記し、また振り仮名も、自筆本は右側に「インリツ」、左側に「ランリットモ云」などと記しているこ

とから推して、これが本来の称呼を示すものとするには、いささか躊躇を感じもする。と云うのは、弥陀已心などと云うように、コンシユウと呼ばれるべき可能性も持っているからである。ただ、後述のように内容の上からは称呼を判断すべき根拠もなく、したがって、いまは日記が記す振り仮名を尊重しておかねばなるまい。

なお、本書は他の伝書と異って、明暦二年の相伝識語はあるものの、著者奥書はなく、したがってその作者、成立年代を明らかにしない。ただ、金春家之書物之日記に書名をみせる伝書群は、金春家代々相伝の由緒ある貴重伝書ばかりであり、前述のように系図、その他特殊なものを除いては、世阿弥・禅竹・禅鳳関係のものであって、こうした点より考えて、已心集もまたおそらく室町時代のものではなからうかと考えられるのである。しかし、いまは作者考定の手がかりとしては、その内容を検討すること以外にはなさそうである。

三

已心集の内容は、別記翻刻にみられるように、雑纂形態とも云うべきものであり、何ら体系的記述がみられるわけではない。しかも、その断片的覚書形式の大部分は、舞なり音曲なりに関しての技術的な問題を、かなり具体的に述べたものといつてよからう。かかる記述内容から作者を推定するにあたって、まず世阿弥は考慮の外においてよいように思われる。世阿弥の伝書のかきざまとは、はるかに大きいへだたりが認められるからである。とりわけ、和音十駄、拉鬼魅の歌を引いて奥風と記していることなどをみると、世阿弥よりはむしろ禅竹の名が直ちに思い浮ぶのである。和歌の十駄と能楽論との結合に、異常と思われるほどの執着をみせている禅竹であ

ってみれば、本書において拉鬼魅の名目と和歌とが記されていることによつて、おのずから作者をそれと決めることも出来そうである。しかしその反面、この和歌の引用は、禅竹作とすることにややためらいを覚えるのである。禅竹が歌舞随脳記、五音三曲集に引用した和歌の十体分類方式、引用和歌・漢詩、及び「或る和歌の秘書」を引いた箇所の内容によつて、それが三五記に負うものであることは疑うことが出来ず、またそれは周知の事実でもある。しかもこの事実、禅竹晩年の六輪一露秘注においても変つてはいない。が、それだけに、この已心集が「拉鬼魅之歌」として引用した和歌が、

。流れ木と立つ白波と焼く塩といつれかからきわたつうみのそこ
。明けばまた木の葉に袖をくらふべし夜半の時雨と夜半の涙に
。かもめある藤江の浦のおきつ洲に夜舟いさよふ月のさやけさ
の三首であることに問題が残るのである。即ち、右三首の和歌のうち「なかれ木と」を除く二首の和歌は、三五記にのせられている歌ではなく、したがってまた、禅竹の他の伝書——歌舞随脳記・五音三曲集、六輪一露秘注寛正六年本、及び同文正元年本などにおいて引用しているものではないからである。さらに、禅竹が依拠した歌論書が三五記であるために、拉鬼魅として引用しているのは「ぬれてほす玉くしの葉の露霜にあまてる光幾世へぬらん」（歌舞随脳記・五音三曲集・六輪一露秘注二本）「神風や伊勢の浜荻折しきて旅寝やすらむあらし浜べに」（歌舞随脳記）であつて、「流れ木と」の歌は、歌舞随脳記・五音三曲集・六輪一露秘注二本ともに強力駄として引用しているのであり、「いもに恋ひわか松原みわたせば汐干の方にたづなきわたる」「ねやの上に片枝さしおほひ外面なる葉

広柏に擬ふるなり」の歌も、同じく強力鉢として歌舞髓記に引用している。ということは、つまり已心集に「流れ木と」を拉鬼鉢の例歌として引いていること、「明ばまた」「かもめある」の歌を、本書以外に引用してはいないこと、の二点によって、他の禅竹の伝書とはかなり趣きを異にしているといわなければならないのである。本書が基づいた歌論書は、あるいは定家十鉢であるかも知れない。定家十鉢は、拉鬼鉢として右の三首を含んでいるからである。しかし、また五音十鉢（旧来拾玉得花と考えられていた伝書）が禅竹作であるとしたら（国語国文卅四年十月、拙稿「五音をめぐる二・三の問題」参照）そこにおける十鉢分類基準と関連して、さらに別の歌論書の存在を予想しなければならぬであろう。ともあれ、いまはしばらく疑問のままに残さざるを得ない。

さて、拉鬼鉢をめぐって、已心集を禅竹作とするに右のような疑問があるとすれば、逆に禅竹以外の誰かによるものとの推定から手がけようか。さきにもふれたように、本書は技術的な面でかなり具体的な記述がみられるのであるが、禅竹はかかる問題についてはむしろ冷淡でさえあると云えよう。たしかに五音三曲集後半は、禅竹としてはかなり具体的な問題を扱ってはいる。しかし、そこにおいてさえその具体性はかなり性質の異なるものであり、已心集の記述に比べては、技術的などいえるようなものはほとんどないとも云い得るのである。六輪一露秘注のうちに散見する部分的な記述についても、これは同様のことが云えるであろう。だから、この已心集において、扇の扱い、杖の扱いなどについてまでの記述をみるとき、こうした面に関する限り、われわれは、禅竹よりはむしろ禅鳳に、よりその近似関係を思うのである。

禅鳳の毛端私珍抄、習道目録などが、演能の実際にあたっての、具体的技術面に関する記述であることを、いまさららしく云うつもりはないが、とりわけ習道目録に云う「天女の舞」「杖のつきやう」をはじめとする、舞について、文字について、あるいは息についてのあれこれは、已心集に収められた諸項目と、とりあげ方の問題としては共通するところのあることを、一往注目しておきたい。たとえば習道目録に、

つゑ はうきなどもつは つゑをつき 杖をわするやうにもつなり、もちも高くもつは見るしき也 つゑのさきをさのみまへ、遠くつくもわるし（圈点筆者）

というところ、已心集の

老人などに杖をつくに つくと計（り）心得てつけは身なり小様ニ成てちいさくなり 時、杖を忘るゝ事可有也 又杖をよらくつけはつえにてハなし たゝ杖をはまゑゝわすれすつくへし（圈点筆者）

とを比較するとき、両者の距離は非常に近いといつてよからう。ただ、たまたま杖のつきようについては右のような共通性が指摘出来るとしても、その他の記述がすべてにわたってそうでない以上、已心集の作者をただちに禅鳳と断定するわけにはゆかない。もしかりに、全体として共通するとしてもやはりそれだけでは十分な根拠たり得ないことは云うまでもない。だから、いまわれわれは両者が、問題の把え方と、その扱い方とに、かなりの近よりのあることを、一つの問題点として見ておけばよからう。

ところで、ここに一層注目すべき事実がある。それは、禅鳳作と信じられる伝書においても、世阿弥以来の三体について屢々言及し

ているのであるが、とりわけ軍鉢が常に修羅の名で呼ばれていることである。毛端私珍抄第一の二曲三体の条に、尉・修羅・女体のうち、修羅を説明して「是は軍鉢なれば云々」と述べていることぐらゐが、軍鉢という名の見えるところであつて、他はすべて修羅、もしくは修羅能と云い表わしている。もちろん、右の場合にしても、三鉢分類の名としては修羅であつて、軍鉢の名を出したのは、説明の便宜にすぎないと考えられる。同様のことは、また老鉢についても云えるであらう。毛端私珍抄は、これを尉と云つて老鉢とは云つてはいないからである。しかるに、已心集においての三体の呼称は「老鉢・軍鉢・女鉢」である。この事實は、単に表現の仕方だけの問題ではない。嘗て述べたことでもあるが（国語国文卅二年五月拙稿「世阿弥における能の形成」）世阿弥の創造になる軍鉢の能は修羅がかりの軍鉢であり、その方向は忠実に禅竹に継承されたのである。軍鉢が、観阿弥以前の修羅なる名で再び呼ばれるようになるのは、恐らくは禅鳳の時代からであるらしい事實は、右にも述べた通りである。とすれば、ここ已心集の記載が軍鉢の名である以上、その著者としてはおのずから禅鳳ではありえず、したがつてまた彼以後のものでもあり得ないと云うべきであらう。

かくて再び、已心集の禅竹作の可能性への検討へと立ち帰つて来たわけであるが、記述内容の禅鳳伝書との近似という、さきに残した問題点は、どう解釈すべきであらう。この場合、たしかに已心集が禅竹の他の伝書とかなり異つた性格をもつものであることは否めない。しかしながら、禅竹もやはり当時の金春座を代表する大夫であり、能を自身舞つたのである以上、こうした問題について全く無関心であつたなどとは考え難いところであらう。たとえば、

おもてのつよきはきらふ也 面よはくてしよさのつよきがしよさより人を見おろしたるはよし 只おもてつよきばかりは必々しよさ次成物也 内にてのたしなみかんよふ也 おりてはよはく けいこはつよきをよしとする也 祖父禅竹此事を常に申されし也

などと云う習道目録第二冊の記事を読めば、禅竹が世阿弥を承けて、孫禅鳳に演能の細部にわたる心遣いを示していることを知り得るのである。だから毛端私珍抄の序に

思ひいだす次第にしろしをくによりて 次第不同也 又おなじ事おほかるべし ことば更によりしからず 又私におもひよる事も此うちにかきとむむる也

と述べていることのうちには、禅竹を通じてのかかる口伝も、ある程度あつたものと見てよいであらう。禅竹の伝書に、この方面についての記事がないことが、已心集の作者であることを否定するものではなく、口伝として禅鳳へ伝えられたものが、禅鳳伝書の母胎としてあるとすれば、一歩進めて、禅竹が宗筠なり禅鳳なりに語つたであろう能の実際の問題を、何らかの機会に、彼自身が覚え書きに残したと推測することは——筆録者が禅竹自身か否かは別として——可能性としてありえないことではない。

この意味で、已心集に軍鉢の名目のみえることは、作者を禅竹に絞る一つの根拠たり得ると思われるのであるが、これに関連して、その可能性を物語るいま一つの例として、「目前心後」ということをつけ加えることが出来るであらう。目前心後とは、云うまでもなく世阿弥が、花鏡・舞者為根声に

又舞に目前心後と言ふ事あり 目を前に見て心を後に置けとな

り

と述べたそれであるが、「まいとむる時にハ左右前後ととむる也」という解釈を含めて、曰心集が、舞に目前心後があることを述べていることが、甚だ注目されるのである。というのは、禪風は、舞についてしばしばくり返し述べているにもかかわらず、それは全く技術としての記述であって、この目前心後ということについては何等触れてはいないのに対し、禪竹は、寛正六年本六輪一露秘注において、寿輪の条中に

先舞ニ五段ノ次第アリ 合掌ノ手ヨリ右方ニ廻ル 是序分也
此輪ニ表裏アリ 赤ハ表 黒ハ裏也 此表裏者目前心後ノ身ツカ
ヒ也 然者姿変シテ住著セス

と記しているからである。これについても別に述べたところであるが(国語国文卅五年二月拙稿「六輪一露の形態」)、要するに、目前心後の心配りによって、能が——禪竹の言を借りると——八面靈臚、大円鏡智の成功を得るに至るのであり、それについて、寿輪の輪相に表裏あることを図示して、表裏即目前心後の身ツカイと呼んでいるのである。これは、世阿弥の論を禪竹が承継いで、自らの体系のうちに組み入れた一例であるが、観音六輪(禪竹集で六輪一露七段秘注と名付けられているもの。観音六輪と呼ぶべきことについても、前記拙稿を参照して頂ければ幸甚。習道七段、六輪一劔之図草案(未翻刻。生駒宝山寺蔵)などには、表裏の名目、また「ます鏡裏を形のおもてにて表を裏の光とは見よ」という和歌一首がみられるだけであって、これらについての説明とも云うべきものは、寛正本秘注以外には如何なる伝書にも見られないのである。しかるに、この目前心後ということと、表裏についての関係を、ここ

に曰心集ははっきり示しているとも云い得よう。つまり、目前心後の条とともに、その最末尾に

舞ノ内ニヒラリトミユル事在 是ワシヤウメンヲシヤウメ
(見) (リ) (正) (面) (正) (面)
(思) (後) (背影?) (思) (使) (裏表)
ントラモイ ウシロセカケトラモウニヨツテ 身ツカイウララモ
テナナルナリ 四方ヲシヤウメントラモウヘシ ソノウチニマタ
(裏) (表)
ウララモテ出来ヘシ

と記していることによつて、寛正本秘注との関連から、明確にその意味するところを知ることが出来るわけである。これは、現在のところ、禪竹以外の誰人の伝書にもつながりを見出せぬものであるゆゑに曰心集の作者をそれを推定しうる有力な根拠たり得ようかと考えられる。

四

以上述べて来た諸理由によつて、この曰心集が、禪風もしくはそれ以後の成立ではありえず、さらに積極的根拠を加えて、禪竹作であることを決定することが出来たとするならば、われわれは、従来知られている諸伝書からうかがい得た禪竹とは、かなり趣きを異にする彼の一面を知ること出来るわけである。

とは云え、なお問題は十分解決されたわけではない。さきに述べたように、曰心集が拉鬼躰の歌の引用にあたっては、明らかに三五記ではない何かに拠っているのであり、その方法は歌舞髓脳記、五音三曲集、六輪一露秘注などとは全く別の基準に立っているものらしいからである。ただ、禪竹において三五記の影響は、これを疑う

ことが出来ないにしても、引用歌の異同に徴して、たとえば類従本三五記などとは別の系統を思わせるし、それとともに、歌舞體腦記にせよ、五音三曲集にせよ、その引用歌、乃至、論は、すべて三五記からのみ承けているわけではないのである。とすれば、五音十妹の分類・引用の基準の特殊性ともからみ合って、禅竹と歌論書との相互の関連については、なお今後究められるべき課題として残されるものである。

また「心鉢力舎」という云い方は、二曲三体絵図にその例を見出しうるものの、「心閑遠目」などはどうであろうか。もしそれが不用意な記録態度に基づくミスであるとしたら、巳心集の全体から感得される、まことにまとまりのない伝書の性格とも関連して、論そのものが、かりに禅竹のものであるにしても果して禅竹自身の手になる伝書であるかが疑われもするのである。またそうだとしても禅竹自身が覚え書ふうにもモしていたものが、後に筆写されて伝わったものか、あるいはまた、禅竹の口述・口伝を誰かがメモしたものが、これまた今後の研究に俟ちたい。ただ、今の私としては、奥書・識語がなく、しかも大事の相伝として尊重されて来ていた伝来経過からみて、後者よりはむしろ前者の可能性を、より大きく考えたように思っている。

巳心集が、秘注との関連でその意味を明らかにした目前心後と表裏の関係の如きはともかく、總体的に云って、論として特に体系だった点はないとはいうものの、既述の如き禅竹の一つの関心が読みとられるとするならば、なお資料としての価値はあろうかと思われるゆえに、ここに敢て私見と共に紹介する次第である。疑点の残るいくつかの問題については、諸賢の御指摘・御教授をまつととも

に、今後とも考えてゆきたいと思う。
終りにあたり、巳心集の本文紹介を快諾された金春宗家、ならびに発見の機縁を作り、仲介の労をとられた金春晃実君に厚く御礼申し上げます。

巳心集の翻刻にあたって

。出来るだけ原文に忠実ならんことを期し、句読点は施さず、
適当に一字あけることよって文を句切った。
。「ニ」「ハ」以外、仮名は現行の仮名に改め、「乙」は「也」に統一した。

巳心集

「一オ

耳聞次才

能に鉢用之事の次才之事 身ハ鉢

心は用成へし 乍去 心をかけて習ふ

道なれば 又用か鉢にも成へきか 鉢を

はなれて用にもあるへからず

老鉢 軍鉢 女鉢 三鉢の事かほ

の侍様三に可存候也

「二オ

心閑遠目 心鉢力舎

舞哥之満風も志之ほそき所より

出たる物也 それハ志を木の葉につゝめと也

然ハ仁儀礼智信之中ニハ心仁本す

論語学而へんに曰 君子務本ゝ立而道

生といへり (マ、) 考悌をもつてむねとす 又舞ニハ
目前心後有 まいとむる時にハ 左右 「三ウ

前後ととむる也 「三ウ

舞之しよ は きうの事

しよ二段 「ロ はになをす所は序の急たるへし

中三段はは也 急一段 以上五段也 五段めハ急也 又序の

内ニも序破急可有也 是にて三つをこゝろ

うへし また急のさきにかへる事

あり それもしよハ四段めの内也 きうの序也 「三オ

又うち入る扇に うてつかいと云事 口傳有

音曲之息之事

一字にていきのなかくなる云様 口傳有

又舞のはの内に扇を取かへしての事

其内にちからを入は すくみて見ゆる也

取かへすまで うてちからを扇入へからす

左足の事 はの四段めにかゝるところ 「三ウ

左足ゆるくといつれば 舞ゆふくくと

見ゆる也 いくくも是にて心ふへし

天女の舞ハ無上の大事也 たゝおよそ

にてハかなふまし 誠骨より舞出し

て楽にせうして舞をまい 舞に

まわるゝすい風なるへし

一 経に曰 (?) 一説儀勢をして人の心を引入心也 「四オ

身をとゝのふるとしやくせられたり 先我か

身を調へての上になををなすへし

身を我意に侍ハ (?) 必舞哥又あしかるへし

一 鬼に二色仕 一りきとう 二さいとう

たうりうの鬼ハさいとうなり こゝろを

又やわらけてきたきて 身をこまかにつ

かふへし 信にすへき物也 「四ウ

一 鬼をむ上の大事とおもふ所に 十牀の内

に拉鬼躰之哥ハ なかれ木とたつしら浪とやく塩と

いつか (マ) からきわたつうミのそこ

明ハまた木の葉に袖をくらふへし

夜半の時雨と夜半の涙に

かもめゐる藤江の浦のおきつすに

夜舟いさよふ月のさやけさ 「五オ

かやうの奥風を見る時は 鬼に勝事

有としらるゝ也 たとへはしやか如来のみ

けんのひやくかうの光をもつて 地獄

をてらすことし たゝ幽玄之座也

一人の道を一言も聞ハ我道に引入て

可聞也

一舞にもたちまわりてまふ時有 まわり

て舞時は 初をせずして とめはを左

右へ心をかけて前後とむへし

一老人などに丈をつくに つくと計

心得てつけは 身なり小様に成て

ちいさくなり 時く丈を忘るゝ事

可有也 又丈をよはくつけは つえ

にてハなし たゝ丈をはまへゝわすれすつ

くへし

一内の舞は能之用にて舞ふへし

節曲舞なとに上てより後立ハ 扇

をひらきてたつへし 扇を取て舞

へき處にてハ やかて取て可舞也 是ハく

せまいの在所による事也

六ウ

一手ハ身ほとより出へし まつ其理を

心に引入て さて舞の手ニうつる

へし 袖のみしかき物をきて舞

事口伝在 見する扇 見せぬ扇

あるへし 何も是にて心ふへし

一句ノわるきところをは 次の句にて

云かくす也 小野小町ハのハの字 次

の句にて云かくすへし 妙成花の心

を可入也

一頭にてふり入字在 にんふつふにの御こゝろ

にてふり入 正直の道也

舞ノ内ニヒラリくトミユル事在 是ワ

シヤウメンヲシヤウメントヲモイ ウシロセカ

ケトヲモウニヨツテ 身ツカイウラヲモテ」セウ

ニナルナリ 四方ヲシヤウメントヲモウヘシソ

ノウチニマタウラヲモテ出来ヘシ

金春家所出於秦河勝・歴代秘曲家督一人而其・

他庶子傍孫遂不能窺・闖奥於萬一矣雖然如・是

兄七郎氏勝不幸而

早世故老父家傳秘奥相・続而欲傳之子々孫々而

八ウ